

稲沢市地球温暖化対策実行計画

＜事務事業編＞

2018～2022



©稲沢市 いなッピー

2018年（平成30年）4月（第6版）

稲 沢 市

目 次

第1章	計画策定の背景	1
1	地球温暖化問題の概要	1
2	地球温暖化問題への取組み	1
第2章	これまでの取組み	2
1	本市の取組み	2
2	温室効果ガスの排出状況	3
第3章	計画の基本的事項	4
1	計画の趣旨	4
2	計画の位置づけ	4
3	対象範囲	4
4	対象となる温室効果ガス	5
第4章	第6次計画改定の趣旨・計画期間・削減目標	5
1	第6次計画改定の趣旨	5
2	計画期間	5
3	温室効果ガスの削減目標	5
第5章	温室効果ガス抑制に向けた取組内容	6
1	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入	6
2	施設設備の改善等	6
3	省エネルギーの推進	6
4	省資源の推進	7
5	その他取組の推進	8
第6章	計画の推進	10
1	推進体制	10
2	進行管理	10
3	職員に対する研修等	10
4	実行計画の見直し	10
	改定の経緯	12

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題の概要

(1) 地球温暖化とその影響

地球温暖化は、21世紀の最重要課題のひとつといわれ、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超え、温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化問題は、人間活動に伴う温室効果ガスの排出量の増加と、二酸化炭素の吸収源である森林の伐採等による二酸化炭素の吸収量の減少により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、生態系及び人類に悪影響を与えるものがあります。

地球温暖化による影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリア等の熱帯性感染症の発生が増加するなど、私たちの生活に甚大な被害が及び可能性が指摘されています。

2 地球温暖化問題への取組み

(1) 国際的な取組み

1992年(平成4年)に地球サミットが開催され、1997年(平成9年)には地球温暖化防止京都会議(COP3)のもとで先進国等の温室効果ガス排出量の削減を定めた京都議定書が採択されました。その後ロシアが京都議定書を批准したことにより、2005年(平成17年)2月に京都議定書は発効されました。2008年(平成20年)6月にG8首脳会議(洞爺湖サミット)が開催され、2050年(平成62年)に世界の温室効果ガスを半減させるとする数値目標を共有することで合意がなされました。

2015年(平成27年)の第21回締約国会議(COP21)で、パリ協定が採択され、地球の気温上昇を産業革命前に比べ「2℃よりも十分低く」抑える長期目標がたてられました。

(2) わが国の取組み

わが国は京都議定書において、温室効果ガス排出量を1990年(平成2年)レベルから6%を削減することになり、1998年(平成10年)に「地球温暖化の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民の取組みの基本的事項を明らかにしました。その後、わが国は京都議定書の批准に伴い2002年(平成14年)に法律の一部を改正し、京都議定書発効により完全施行し地球温暖化の防止の取組みを強化しました。

2009年(平成21年)9月国連総会の一環として開かれた気候変動首脳級会合において、中期目標として「1990年比で2020年までに25%削減することを目指す」と表明しましたが、2013年3月に地球温暖化対策推進本部はこれをゼロベースで見直すとして「当面の地球温暖化対策に関する方針」を決定

し、新たに地球温暖化対策計画を策定するための検討を始めました。

その他、エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)では、大規模な工場に対するエネルギー管理の義務付けや、自動車、電気機器などのうち省エネ法で指定するものの省エネルギー基準を、現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする方式を導入しました。

2010年(平成22年)4月に省エネ法が改正され、今までの工場(事業所)単位でのエネルギー管理から事業者単位での管理に対象が拡大されました。

2015年(平成27年)に採択されたパリ協定が2016年(平成28年)に批准、発効され、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を一部改正し、「地球温暖化対策計画」を策定しました。

この計画での温室効果ガス削減目標は、2030年(平成42年)までに2013年度(平成25年度)比26%削減ですが、地方公共団体の削減目標は40%です。

第2章 これまでの取組み

1 本市の取組み

稲沢市では、1998年(平成10年)に稲沢市庁内環境保全行動計画を策定し、2001年(平成13年)9月には環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証を取得して環境問題の継続的改善に取組み、2003年(平成15年)には環境基本条例のもとに環境基本計画を策定しました。

2005年(平成17年)3月には、2003年度(平成15年度)を基準年度として、本市の事務事業に関する温室効果ガスの排出量を3%削減する目標の「稲沢市地球温暖化対策実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定し、環境マネジメントシステムとの整合を図りつつ、温室効果ガスの削減に取り組んできましたが、2005年(平成17年)4月1日に稲沢市、祖父江町、平和町の1市2町が合併し、組織等の改編や施設が増えたことなどにより、2006年(平成18年)11月に基準年度を2005年度(平成17年度)として、計画期間を2006年度(平成18年度)から2010年度(平成22年度)までの5年間とする実行計画第3版に改定しました。

また、2009年(平成21年)3月には、稲沢市として地域特性の計画の整理や中期見直しの必要性から、第2次稲沢市環境基本計画を策定しました。

さらに、周辺市町村の環境マネジメントシステムの運用等においては、経済状況の変化等により、独自システムの導入が見受けられるようになりました。本市でも環境マネジメントシステム(ISO14001)について見直しをすることとなり検証をしましたところ、これまでの外部認証登録機関の審査の結果、高い評価を得、取組みによる成果も上がってきたことから、2010年(平成22年)9月26日より自己宣言による独自の「稲沢市環境マネジメントシステム」に移行することになりました。

その後、2006年度(平成18年度)から2010年度(平成22年度)の各課、各施設の状況を把握、分析し、併せて2010年(平成22年)4月の省エネ

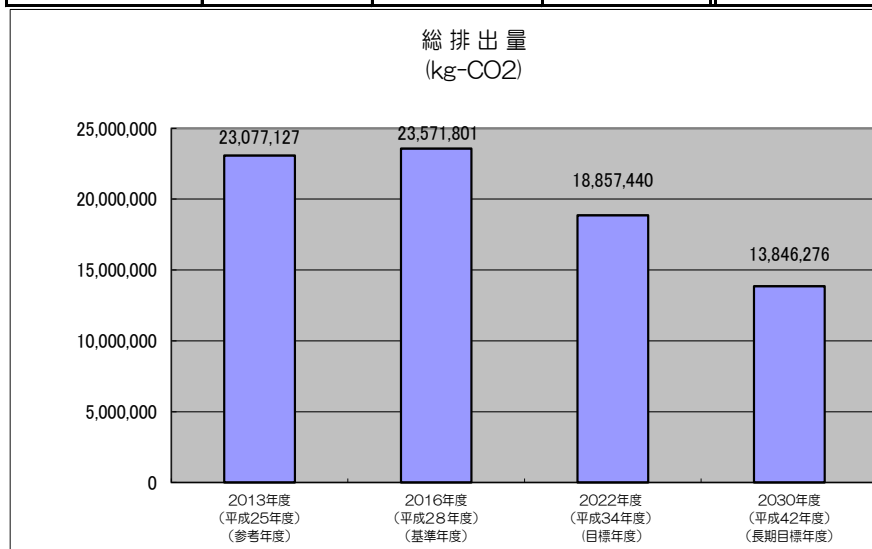
法の改正に伴い、2010年（平成22年）10月に特定事業所に指定され、エネルギー使用量を、努力目標として毎年平均1%以上削減することが求められていることから、これらを考慮し、2011年（平成23年）4月に基準年度を平成17年度として、計画期間を2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間とする実行計画第4版に改定しました。

東日本大震災を契機に一変した外部環境の変化に対応するため、2014年（平成26年）4月に基準年度を2005年度（平成17年度）とし、計画期間を2014年度（平成26年度）から2017年度（平成29年度）までの4年間とする実行計画第5版に改定しました。

今回は、国の「地球温暖化対策計画」に基づき、2013年度（平成25年度）を基準年とすべきところですが、2014年（平成26年）に新市民病院が稼働したことにより基準年度を2016年度（平成28年度）とし、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）までの実行計画に改定しました。

2 温室効果ガスの排出状況

年 度	2013年度 (平成25年度) (参考年度)	2016年度 (平成28年度) (基準年度)	2022年度 (平成34年度) (目標年度)	2030年度 (平成42年度) (長期目標年度)
総排出量 (kg-CO ₂)	23,077,127	23,571,801	18,857,440	13,846,276
基準年度からの増減量 (kg-CO ₂)	—	—	△4,714,361	△9,230,851
基準年度からの増減率	—	—	△20.0%	△40.0%



第3章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、市町村は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画を策定するものとされ、併せて同条第10項では計画の実施状況を公表しなければならないとされています。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた地方公共団体の責務に基づき、地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止対策を進めるため、一事業所として稲沢市の温室効果ガス排出削減の将来的目標を定め、達成するために策定するものです。

* 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化防止のための総合的な対策をまとめ上げ、具体的行動指針を示すとともに、地球温暖化防止に市が率先して行動し、効果を上げていくことを目的としています。さらに、地球温暖化対策について市民や事業者のみなさんが積極的に活動できるよう、この指針、取組みがその参考となることを目的として策定しました。

3 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外ですが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組みを実践するように要請します。

4 対象となる温室効果ガス

本計画では、削減対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で定められた以下の7種類のうち二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)及びフロン類のハイドロフルオロカーボン(HFC-134)の4種類のガスとします。なお、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)及び三ふっ化窒素(NF₃)については、全体の排出量が少ないこと及び排出量の把握が一般的に困難であることから、削減対象から除外しています。

温室効果ガスの種類	対象※
① 二酸化炭素(CO ₂)	○
② メタン(CH ₄)	○
③ 一酸化二窒素(N ₂ O)	○
④ ハイドロフルオロカーボン(HFC)	○
⑤ パーフルオロカーボン(PFC)	×
⑥ 六ふっ化硫黄(SF ₆)	×
⑦ 三ふっ化窒素(NF ₃)	×

※ ○：対象とする ×：対象としない

第4章 第6次計画改定の趣旨・計画期間・削減目標

1 第6次計画改定の趣旨

温室効果ガス排出量は、エネルギーの使用量に、エネルギーごとに定められた排出係数を乗じて算出されます。特に電気の使用に係るものについては、発電方法等により毎年度見直しがされており、東日本大震災発生後の原子力発電所の稼働停止に伴い、排出係数が大幅に上昇しています。このため、電気の使用量が同じであっても、東日本大震災の前と後では温室効果ガス排出量が大きく異なるという状況が生じていました。

東日本大震災を契機に一変した外部環境の変化に対応するため第5次計画を改定しましたが、2016年(平成28年)5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づき温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを推進するため、実行計画を改定します。

2 計画期間

2016年度(平成28年度)を基準年度として、2018年度(平成30年度)から2022年度(平成34年度)の5年間を取組期間とします。

3 温室効果ガスの削減目標

2016年度(平成28年度)を基準年度として、2022年度(平成34年度)の二酸化炭素排出量を、20%削減することを目指します。

第5章 温室効果ガス抑制に向けた取組内容

直接的に温室効果ガスの排出を抑制する省エネルギーに積極的に取組み、事務事業から排出する温室効果ガスの抑制に努めます。また、間接的に温室効果ガス排出量削減に効果がある省資源の推進、廃棄物の削減とリサイクルの推進に取り組めます。

1 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・ 太陽光発電、太陽熱温水器及び風力発電の導入に努める。

2 施設設備の改善等

- ・ 建物等の屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテン等の導入を図る。
- ・ 屋内プール等の温水施設に太陽熱温水器の導入を図る。
- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）、断熱フィルムなどを導入する。
- ・ 高効率照明（LED 照明等）への買い換えを順次行う。
- ・ 照明自動点滅装置（タイムスケジュール、昼光センサー、人感センサー等）の導入を図る。
- ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカーの導入を図る。
- ・ 空調設備の更新時に省エネルギー型の導入を図る。
- ・ 機械設備の更新時に高効率機器の導入を図る。
- ・ パソコンなどの事務機器は、省エネルギー・省資源型への切替え等の見直しを行う。
- ・ 自動販売機は、省エネルギー型への切替えを図る。
- ・ 業務用冷凍空調機器の簡易点検・定期点検を実施する。

3 省エネルギーの推進

(1) 電気使用量の抑制

- ・ 窓口及び来客対応を除き、昼休み時の消灯を徹底する。
- ・ 窓口等を除き、昼休み時や長時間離席するときは OA 機器の電源を切る。
- ・ 残業時、休日出勤時の照明は、必要最小限にする。
- ・ 特別の場合を除き、エレベーターの使用を控え階段を利用する。
- ・ ノー残業デーを推進する。
- ・ 不必要な照明の消灯の徹底を図る。
- ・ 空調温度は、冷房 28℃、暖房 19℃とする。
- ・ 空調運転時間の管理体制を見直し、時間の管理の徹底を図る。
- ・ 空調する部屋の適正管理をする。
- ・ 冷暖房の省エネルギーの徹底を図るために夏季は、半そでノーネクタイなどの軽装をする「さわやかサマースタイルキャンペーン」を励行し、冬季は、セーターなどによる重ね着をする「ウォームビズ」を推進する。

- ・ 空調効率を高めるためにブラインドやすだれ等を活用、または導入する。

(2) 公用車の燃料使用量の抑制

- ・ アイドリング・ストップの励行に努める。
- ・ 環境に配慮した経済運転の励行に努める（急発進、急加速、空ぶかし等をしない）。
- ・ タイヤの空気圧の調整を定期的に行う。
- ・ 公共交通機関や相乗りに努める。
- ・ 徒歩や自転車利用を励行する。
- ・ 不要な荷物の積載を抑制する。
- ・ 経済的運行ルートを選択する。

(3) ガス使用量の抑制

- ・ 空調温度は、冷房 28℃、暖房 19℃とする。
- ・ 給食調理用は、衛生面に支障を生じないよう節減使用に努める。
- ・ 給湯器は、適正温度で使用し、種火は、使用時以外は消す。

(4) その他の省エネルギー

- ・ 通勤時の移動は、環境に配慮する。

4 省資源の推進

(1) コピー・印刷用紙の削減

- ・ ミスコピーやミスプリントの発生防止に努める。
- ・ 両面印刷、両面コピーを徹底する。
- ・ 文書、資料等の簡素化に努め、併せ作成枚数を必要最小限にする。
- ・ 片面使用紙やミスコピー紙の裏面使用に努める。
- ・ 文書、資料の共有化に努める。
- ・ 会議等においては、原則として封筒を配布しない。
- ・ 部数を多く作成する場合は、印刷機を利用して作成する。
- ・ 使用済封筒の再利用を図る。

(2) 水使用量の削減

- ・ 水道水の節水に心掛ける。
- ・ 節水型の機器の導入に努める。
- ・ 節水コマの使用や可能な範囲での水圧調整に努める。
- ・ 水道使用量をこまめに点検し、漏水の早期発見に努める。
- ・ トイレ等に雨水や処理水の有効利用を検討する。

(3) 廃棄物の削減

- ・ 資源リサイクルを推進するため分別の徹底を図る。
- ・ 詰め替えやリサイクル可能な文具等の使用を優先する。

- ・ 使い捨て製品の購入を自粛する。
- ・ 事務機器は、修理などにより可能な限り長期使用に努める。
- ・ トナーカートリッジ等の再利用に努める。
- ・ 購入物の梱包材は、納入時に返す。
- ・ 物品等の購入には、簡易包装を要請する。
- ・ ごみ箱は、共用とし、最小限の数とする。

(4) グリーン購入の推進

- ・ 物品等は、環境配慮型製品（エコマーク、グリーンマーク製品）を優先的に購入する。
- ・ 容器などは、再利用できるものを購入、または導入する。
- ・ 印刷用紙等は、総合評価値 80%以上のものを使用及び購入する。
- ・ 印刷物の発注は再生紙利用とし、オフセット印刷については、植物由来の油を使用したインキまたはNL規制適合インキを使用するよう努める。

5 その他取組みの推進

(1) 公共工事における環境負荷の低減

- ・ 材料は、再生素材またはリサイクル可能なものを活用する。
- ・ 建設機械等は、低公害型仕様の使用を促す。
- ・ 透水性舗装等の採用により道路交通騒音の低減及び雨水の排水性の向上に資する工事を考慮する。
- ・ 建設残土等副産物の発生抑制やリサイクルに努める。
- ・ 排出ガス対策型及び低騒音振動型建設機械の使用促進を図る。

(2) 建設廃材リサイクルの推進

- ・ 再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等建設副産物の再利用に努める。
- ・ アスファルト及びコンクリート塊のリサイクルに努める。

(3) 雨水等利用の推進

- ・ 雨水利用タンクなどにより雨水の有効利用に努める。
- ・ 排水の再利用（中水利用）も考慮する。

(4) 緑化の推進

- ・ 公共施設の緑化を推進する。
- ・ 建物等の屋上緑化、壁面緑化等を推進する。
- ・ 緑地の保全や適正な維持に努める。
- ・ 緑化においては、大気浄化能力の高い植物を推奨する。

(5) 稲沢市環境マネジメントシステムの推進

- ・ 稲沢市環境マネジメントシステムの推進を図る。

(6) 環境基本計画の推進

- 環境基本計画の推進を図る。

(7) 環境保全活動等の参加

- 地域における環境保全活動に積極的に参加する。
- 環境関連行事へ積極的に参加する。
- 家庭等での地球温暖化防止に努める。

**(8) 地球温暖化対策に関する国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス)」
環境保全活動等の参加**

- 賛同し、関係団体への周知等、啓発に協力する。

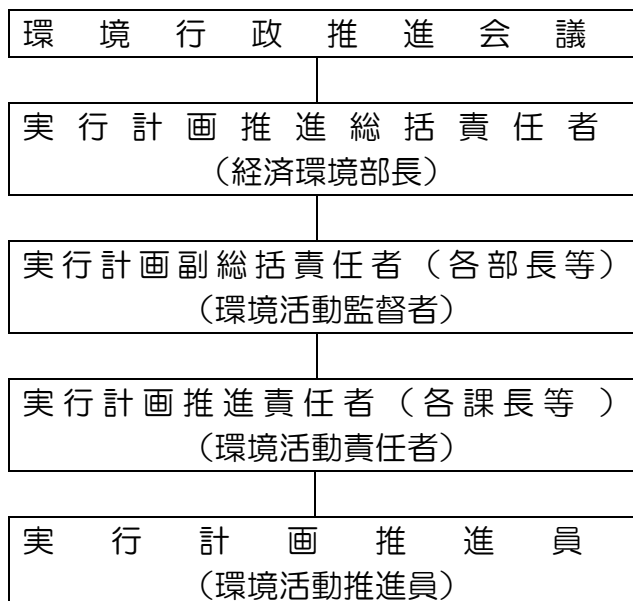


第6章 計画の推進

1 推進体制

この計画を円滑に進めるために、稲沢市環境行政推進会議に計画や進捗状況を諮り、稲沢市環境マネジメントシステムの対象施設は、その推進組織により、その他においては、それに準じた体制により、本計画を推進するものとします。その推進組織は、次のとおりです。

(1) 組織図



* 実行計画推進員は以下の役割を担うものとする

- ・ 温室効果ガス排出に係る活動量を把握し、事務局に報告する。
- ・ 実行計画推進責任者ととも実行計画の周知徹底を行い、取組みの推進に努める。

2 進行管理

温室効果ガス排出状況や温暖化対策の進捗状況等について、半年に1回調査を実施し、毎年度の状況を広報などにより公表するものとします。

3 職員に対する研修等

(1) 環境に関する研修の実施等

計画の推進を図るため、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を行うとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう支援を行います。

4 実行計画の見直し

この実行計画を実効性のあるものとして推進していくために、必要に応じて見直しをします。今後も「計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action)」のサイクルにより、継続的改善による取組みにより目的達成に努

めてまいります。

改定の経緯

年 月 日	内 容
平成 17 年 3 月 1 日 策定	地球温暖化対策の推進に関する法律により策定。
平成 17 年 4 月 1 日 改定	平成 17 年 4 月 1 日一市二町の合併により改定。
平成 18 年 11 月 1 日 改定	基準年度を 2003 年度（平成 15 年度）から 2005 年度（平成 17 年度）に、取組期間を 2006 年度（平成 18 年度）から 2010 年度（平成 22 年度）までの 5 年間とし、削減目標を 3%から 10%に（一部は 3%とする。）変更するための改定。
平成 23 年 4 月 1 日 改定	前計画が 2010 年度（平成 22 年度）で終了するための改定。取組期間を 2011 年度（平成 23 年度）から 2015 年度（平成 27 年度）までの 5 年間とし、削減目標を 10%から 30%にする。（一部は 3%から 8%とする。）
平成 26 年 4 月 1 日 改定	東日本大震災を契機に一変した外部環境の変化に対応するための改定。取組期間を 2014 年度（平成 26 年度）から 2017 年度（平成 29 年度）までの 4 年間とし、削減目標を 30%から 20%にする。
2018 年（平成 30 年）4 月 1 日改定	前計画が 2017 年度（平成 29 年度）で終了するための改定。基準年度を 2005 年度（平成 17 年度）から 2016 年度（平成 28 年度）に、取組期間を 2018 年度（平成 30 年度）から 2022 年度（平成 34 年度）までの 5 年間とし、削減目標を 20%にする。

稲沢市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編＞

平成 17 年 3 月 1 日（第 1 版）

平成 17 年 4 月 1 日（第 2 版）

平成 18 年 11 月 1 日（第 3 版）

平成 23 年 4 月 1 日（第 4 版）

平成 26 年 4 月 1 日（第 5 版）

2018 年（平成 30 年）4 月 1 日（第 6 版）

稲沢市経済環境部環境保全課

〒492-8391 稲沢市中野川端町 74 番地

TEL 0587-36-3710（ダイヤル）